

暮らしの i Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【軽自動車税（種別割）について】

毎年4月1日現在の軽自動車・原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者または買主（使用者）に課税されます。盗難や廃棄などにより、課税客体が無くなった場合も、廃車手続きが済んでいなければ課税されます。また、自動車税（種別割）と異なり、月割課税制度はなく、4月2日以降に廃車または名義変更をしても、その年度分の税金は納めていただきます。

※俱知安ナンバー以外は、軽自動車検査協会などに申請が必要です。その場合は手続きに日数がかかるので早めの手続きをお願いします

■税務課住民税係 ☎ 56－8003

【2月宿泊分の宿泊税申告納入期限は3月31日(火)】

初年度の納入期限の特例を受けている宿泊施設については、特例適用を受けた月分（令和元年11月宿泊分から令和2年1月宿泊分まで）の納付をお願いします。

■税務課宿泊税係 ☎ 56－8002

【納め忘れはありませんか？】

町税（住民税、固定資産税および軽自動車税）や国民健康保険税は町にとって貴重な自主財源で、不足すると住民サービスに深刻な影響を及ぼしかねません。

そのため、納期限を過ぎ督促などを行っても納税されなかった場合、財産（預金、給与、不動産など）の調査を行い、差押などの滞納処分を実施します。

また、滞納額が高額な方や長期にわたり滞納されている方、納税の意思がみられない方については、滞納整理を専門に行う後志広域連合に引き継ぎします。

納め忘れがないか再度ご確認ください。

■税務課納税対策室納税係 ☎ 56－8002

募 集

会計年度任用職員募集

町では、4月1日採用の会計年度任用職員を募集しており、町HP上において、募集職種の一覧表を掲載しています。勤務内容などの詳細や申込・問合せ先については、町HPをご確認ください。

http://www.town.kutchan.

hokkaido.jp/bosyu/3417/

羊蹄山麓環境衛生組合 会計年度任用職員募集

■募集人数／1名

■応募資格／町内在住（近隣町村在住も可）の方

■任用期間／4月1日～令和3年3月31日

■業務内容／一般事務補助、事務所清掃など

■勤務時間／月々金曜の8時15分～15時15分※勤務時間は応相談

■勤務場所／羊蹄衛生センター

■賃金・待遇／月額11万～15万円程度、社保・雇用保険・通勤手当・

時間外勤務手当・期末手当有

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出

※詳細は羊蹄山麓環境衛生組合HPをご覧ください

http://www.town.kutchan.

hokkaido.jp/bosyu/3417/

交通安全指導員募集

普通自動車運転免許証をお持ちの健康な方で、交通安全運動期間中（年60日）の登下校時における街頭指導

と各種交通安全行事での支援ができる方を募集します。ボランティアですが、制服などの貸与があります。

■住民環境課生活安全係 ☎ 56－8005

自衛官募集

■試験期日／4月18日(土)～22日(水)

※いずれか一日を指定されます

■受付期間／4月10日(金)まで

■予備自衛官補（一般）

■受験資格／18歳以上34歳未満の者

※詳細は札幌地本俱知安地域事務所にご確認ください

■予備自衛官補（技能）

■受験資格／18歳以上で国家資格などを有する者

※資格などの詳細は札幌地本俱知安地域事務所にご確認ください

■俱知安地域事務所 ☎ 23－3540

海上保安官等採用試験

令和3年4月採用の海上保安官および令和2年10月採用の海上保安学校学生を募集します。

■待遇／学校は入学金、授業料一切不要で、入学と同時に国家公務員の身分を与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます

海上保安官

■受験資格／平成2年4月2日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く）を卒業した者および令和3年3月までに卒業する見込みの者

■受付期間／インターネットは3月27日(金)～4月8日(水)、郵送・持参は3月27日(金)～4月2日(木)

■一次試験／6月7日(日)
海上保安学校（船舶運航システム課程）

■受験資格／今年4月1日時点において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者および今年9月までに卒業する見込みの者

■受付期間／インターネットは3月27日(金)～4月3日(金)、郵送・持参は3月27日(金)～30日(月)

■一次試験／5月10日(日)

※申込方法など詳細は海上保安庁HPをご覧ください

http://www.kaiho.mlit.go.jp/

ope/saiyou/bosyu.html

■小樽海上保安部管理課 ☎ 0134-27-6118

親子スポーツクラブ会員募集

親子スポーツクラブでは、4月からの新しいメンバーを募集しています。みんなで体を動かして、元気に遊びませんか。

■対象／1歳半前後から未就園までのお子さんとその保護者

■活動内容／遊具を使った遊び、体操、制作、季節の行事など

■日時／毎週火曜10時～11時30分

■場所／世代交流センター

■会費／月額4500円その他、入会時に子ども800円、大人350円

※保険代として

■申込方法／件名は入会希望とし、本文にお子さんと保護者の氏名、お子さんの月齢を入力してメールを送信してください。返信に時間がかかることがあります

■親子スポーツクラブ（古田）

※平日9時～16時

oyakosc@yahoo.co.jp

☎ 090-6995-9280

町営住宅入居者募集

■募集期間／3月2日(月)～16日(月)

■一般世帯向け（家族向け）

・望羊団地（北4東4）

3LDK 1戸 3号棟5階

・羊蹄団地（北3東7）

2LDK 1戸 7号棟4階

・ひまわり団地（北6西5）

2DK 1戸 1号棟4階

応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。

■建設課住宅係 ☎ 56-8012

周 知

引っ越しの際は住所変更を

進学や就職、転勤などで引っ越しをする場合、住民票の住所変更をする必要があります。住民票は、国民健康保険や上下水道、ごみ処理などの公的サービスや選挙人名簿への登録につながる大切な情報です。

■住所に変更があった場合は、14日以内の届出が義務付けられており、正確な住所の届出をお願いします。

■住民環境課住民係 ☎ 56-8007

水道料金等助成制度

高齢者・身体障がい者・母子および父子家庭で、一定条件を満たす人に対して、水道料金および下水道使用料基本料金の二分の一の額を助成します。※生活保護受給者は対象外

冬季生活支援費助成事業

灯油価格の高騰が町民生活に影響を及ぼしていることから、低所得など一定の基準を満たす世帯に助成をしています。対象と思われる世帯にはお知らせしていますが、届いていない世帯で次の要件に該当する場合は申請をしてください。

■基準日／令和2年1月1日現在

■対象世帯／令和元年度町民税非課税世帯で次の要件に該当すること

①高齢者世帯／全員が70歳以上（昭和24年12月31日以前生まれの人）

②障がい者世帯／身体障害者手帳（1級または2級）・療育手帳・精神障害者福祉手帳を持っている、または障害年金を受給している（該当者が世帯主または配

偶者、もしくは2親等以内の親族からなる世帯）

③ひとり親世帯／平成13年4月2日以降に出生した子どもを扶養する母子および父子家庭、または実際に扶養している、もしくは両親がいない18歳以下の子どもを養育している世帯

■支給額／1万2千円

【対象にならない世帯】

生活保護世帯・施設入所や長期入院など、その他の理由により1カ月以上対象者が不在となる世帯・事実上他の者に扶養されている世帯

■手続きに必要なもの／世帯主の印鑑、通帳、保険証など本人確認のできるもの（障がい者世帯は他に、各種手帳、障害年金証書または障害年金通知書）

※代理申請の場合は、手続きに必要なものが変わりますので、事前にお問合わせください

■受付期間／3月27日(金)まで
※申請期間を過ぎると受付はできませんので、ご注意ください

■福祉医療課（保健福祉会館内）

☎ 23-0500

※高齢者世帯は高齢者介護保険係
障がい者世帯は社会福祉係
ひとり親世帯は児童福祉係

北海道苦情審査制度

この制度は、道の業務や制度の内容を審査するもので、それらが自身の利害に関わるものであれば「苦情審査委員」に申し立てることができます。「苦情審査委員」は申し立てにより、公正で中立な立場から、道

の関係機関に対し、必要な調査などを行い、審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題がある時は、是正や改善を求めます。もちろん個人情報保護に十分に配慮します。

■窓口／道庁「道政相談センター」・後志総合振興局総務課
■方法／苦情申立書に必要事項を記入し提出※郵送、FAX、メールでも申し立て可能。苦情申立書は窓口かHPからもダウンロード可
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kujyou-noustate.htm

北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎ 011-204-5523
FAX 011-241-8181

kujiyou.koneki@pref.hokkaido.lg.jp

自動車事故被害者救済制度

介護料支給のご案内

自動車（バイク含む）事故による重度後遺障害（脳損・脊損）により介護を要する方へ、後遺障害の程度などに応じて月額3万～20万円程度支給します。

交通遺児等育成資金貸付のご案内

自動車（バイク含む）事故により、死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子どもに対し、月々一定額の育成資金を無利子で貸付けします。

交通遺児等友の会について

自動車（バイク含む）事故により、死亡または重度後遺障害（脳損・脊損）を負われた方の義務教育終了前の子どものいる家庭に対し、交流会

などを開催しています。

自動車事故対策機構札幌主管支所
☎ 011-218-8155

アイヌの方々のための相談電話

アイヌの方々の日常生活における困りごとなど、何でもご相談ください。※相談無料、匿名可、秘密厳守
■受付／月～金曜の9時～17時※祝日、12月29日～1月3日を除く
☎ 0120-771-208

倶知安町奨学金制度

町内在住の保護者の方で、この春お子さんが、高校・大学などに進学し、さらなる学業向上を目指す方への奨学金制度です。※返済不要。他の奨学金制度との重複受給不可
■募集区分と奨学金額／
○高校などは月額9千円
○大学などは月額2万5千円
申請は4月1日（例）以降。選考にあたり、本人学力・保護者所得などの要件がありますので、詳細は事前にお問い合わせください。

町教育委員会学校教育課
☎ 56-8018

第5回新幹線絵・習字コンクールの展示について

11年後にやって来る北海道新幹線倶知安駅開業を盛り上げるため、毎年行われている絵・習字コンクールの作品展示を行います。入選作品だけではなく、すべての作品を展示しています。子どもたちの柔軟な感性が溢れる作品をお楽しみください。
■日時／3月8日（例）

消防署からのお知らせ

体調管理と感染予防をしっかりと

今年は、例年になく雪が少ないことから、除雪作業が軽減されて過ごしやすですが、豪雪地帯の倶知安町民としては、寂しさを感じる方もいるのではないのでしょうか。

テレビ番組などで報道されている、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、さらに、インフルエンザ、ウイルス性胃腸炎などもこの時期に流行の兆しが見られます。

「体を冷やさない」「寝不足にならない」など体調管理に注意し、「手洗い」「うがい」「マスク着用」など感染予防対策を心掛けましょう。

また、体調が悪いときは人混みを避け、すぐに医療機関を受診しましょう。

1月末までの災害出動状況		
	令和2年	平成31年
火災	2件	4件
急救	136件	124件
救助	5件	1件
その他	10件	9件

まちの事件簿―地域安全ニュース

1月の主な事件

▽窃盗（車上ねらい）事件の発生
住宅前に停めた無施錠の車から、現金が盗まれる事件がありました。
▽窃盗（万引き）事件の発生
商品が盗まれる事件がありました。
▽窃盗事件の発生
スキー場のラックからスノーボードが盗まれる事件がありました。

2月1日～3月18日はサイバーセキュリティ月間です。管内でもインターネットに関わるショッキング詐欺被害が発生していますので、注意してください。

1月の主な交通事故

▽1日、駐車場内における衝突事故が発生しました。
▽2日、山田地区の交差点で、出会い頭の衝突事故が発生しました。
▽15日、山田地区で、車両同士の事故が2件、単独事故が1件発生しました。

1月末までの町内交通事故発生状況		
	令和2年	平成31年
人身	4件	5件
物損	98件	127件
死者	0名	0名

消費者コーナー

倶知安消費者協会

賃貸住宅・アパートのトラブルに注意

卒業・入学・就職などの異動が多いこの時期には、「住宅・アパートを巡るトラブル」が発生しやすく、壁や床の汚れなどの原状回復にかかる費用として、アパート退去時に数十万円請求されたという相談もありました。

入居時の契約書や国土交通省が修繕・費用の負担ルールを定めた「原状回復ガイドライン」を確認してみましょう。

借主の故意・過失による破損は、借主の負担になりますが、経年変化や通常損耗は、経過年数を考慮して負担割合の減額を求めることができる場合がありますので、貸主と交渉してみましょう。

○相談は北海道立消費生活センターまで
☎ 050-7505-0999

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

禁煙・分煙の取り組みについて

北海道は全国的に見て、喫煙率が高い地域です。協会けんぽ北海道支部では喫煙対策を通じて、加入者の健康を守る取り組みを行っています。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/ea070/smoking

kisuentaisaku/no_smoking

協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の健診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者へは、がん検診を含めた健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳～74歳の被扶養者（家族）へは、メタボリック症候群に着目した「特定健康診査」をご用意しています。

生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のためにも、年に一度は健診を受けましょう。

■全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部

☎ 011-726-0352

契約と契約書



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 金丸 哲大
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

法律相談でよく聞かれることの一つとして、「口では約束したけど、契約書を作っていないから意味がないですね」ということがあります。皆さんどう思いますか。

結論から言うと、契約書がなければ意味がない契約というのは保証契約などごく一部の契約だけで、ほとんどの契約は契約書がなくてもお互いの合意があれば成立します（ただし、消費貸借や使用貸借などのように、実際に物を渡さなければ成立しない契約（要物契約）もあります）。

このように、口約束であってもほとんどの契約は法律上成立しますが、口約束だけでは、後で相手に「そんな約束していない」と言われてしまった場合に約束があったということを裁判所に認めてもらうことが難しくなります。そのため、どのような約束をしたのか、ということを証拠として残しておくために、契約書を作っておいた方が良いのです。

このように、契約書はあくまでも証拠ですから、例えばチラシの裏に書かれたものであったとしても有効です。

なお、契約書が証拠として重要である理由は、①契約の内容が契約書に書かれた内容であること、②その内容で契約当事者が合意したこと、の2点に分かるからです。②の証拠となるためには、互いが契約書に署名して自分の印鑑を押印していることが重要です。契約当事者の一方しか署名押印していないような場合には、証拠としての価値が一気に下がってしまいますのでご注意ください。

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

2月13日（木）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和2年1月末現在		
人口	17,007人	（前月比 +121）
男子	8,826人	（前月比 +75）
女子	8,181人	（前月比 +46）
世帯数	9,958世帯	（前月比 +115）
うち外国籍住民	2,602人	（前月比 +106）